

## ついに来た経済産業省による報告書徴収 太陽光発電売電事業の契約実務と法的リスクの留意点

講師 ベーカー・マッケンジー法律事務所 パートナー 弁護士 江口 直明 氏

日時 2013年11月28日(木) 午後3時～5時  
会場 クラブハウス会議室:赤坂 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビルディング6F  
主催 株式会社 新社会システム総合研究所

### [重点講義内容]

2013年9月中旬に経済産業省から再生可能エネルギーの固定買取制度の設備認定取得者(400kw超)に対して一斉に「報告書の徴収」が送付された。「認定設備の中には、着工が遅れており、平成24年度の調達価格(42円/kWh)を維持するのに相応しいかどうかを改めて検証する必要があるケースが生じております。」という書き出しは、調達価格42円の枠取りをして、着工をわざと先延ばしし、建設工事代金が下がるのを待っている事業者に対する経済産業省の憤りと、一般消費者が支払う賦課金をもってそのような事業者に棚ぼた的利益を与えることは許さないという強い決意が見て取れる。いよいよ経済産業省はそのような不屈な事業者に対して、早期に工事に着工するか、当該設備認定を実際に発電所を建設できる資金を有する者に譲渡するか、廃止届を出すかの選択を迫るものである。経済産業省の報告書徴収に背中を押されて太陽光発電所のM&Aが活発化することが予想される。

本講義では経済産業省の報告書への対応について説明した後、再生可能エネルギーの全量買取制度の最新的话题を解説し、太陽光発電所のM&Aの留意点について言及する。さらに具体的にプロジェクトを遂行するためには、土地賃貸借契約、売電契約、建設契約(EPC)、運営契約(O&M)、パネルの調達契約と性能保証、保険契約、プロジェクトファイナンスの融資契約・担保契約などさまざまな契約書の作成・交渉・プロジェクトを組成していく必要がある。また、電力会社との工事負担金の交渉も不可欠である。また、小規模な案件では、不動産ファイナンスの考えを応用した匿名組合を利用するケースのストラクチャーも検討する必要がある。太陽光発電の屋根貸しモデルなど新しい形態に対応した契約の作成も必要となる。

さらに最近太陽光パネルの反射光をめぐる東京高等裁判所の判決が出た。損害賠償を認めた横浜地方裁判所とまったく正反対の結論で裁判所もまだ方向性を決めかねているように思われる。

#### 1. 全量買取法案をめぐる最近の動き

- 経済産業省の報告書徴収
- 電力会社との交渉方法 工事負担金
- 東京高等裁判所の屋根の反射光をめぐる判決
- パブリックコメントに対する回答(「考え」)の重要ポイント

#### 2. 太陽光発電事業のM&Aの留意点

- 再エネ法の許認可と売電契約
- 土地のデューディリジェンス
- パネルの交換の問題

#### 3. 特定契約(電力受給契約)の内容

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (a) 各電力会社の要綱との関係  | (f) 電力安定供給・電力品質    |
| (b) 受給開始日の記載      | (g) 契約解除と逸失利益      |
| (c) 受給開始遅延の逸失利益   | (h) 担保権の設定         |
| (d) 買取代金の変更(3条8項) | (i) 法令変更           |
| (e) 出力抑制と損害の補償    | (j) 倒産申立権放棄、責任財産限定 |

#### 4. 各種契約

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (a) 土地賃貸借契約   | (d) パネルの供給契約と性能保証 |
| (b) 建設契約(EPC) | (e) 保険契約          |
| (c) 運営契約(O&M) | (f) 屋根貸し契約        |

#### 5. 匿名組合ストラクチャー

#### 6. 質疑応答

\* 当セミナーの録音、転送、撮影等はお断りしております。  
また、法律事務所ご所属の方は、お申込みご遠慮願います。

**PROFILE 江口 直明(えぐち なおあき)氏**

ベーカー&マッケンジー法律事務所の銀行・金融部門のリーダー、取扱太陽光案件:100MW、80MW、40MW、30MW等の大規模案件、複数の2MW以下案件のバンドリング、TK-GKスキーム、屋根貸し案件、取扱風力案件:北海道幌延、北海道さらきとまない、北九州響灘、青森県 六ヶ所村、愛媛県三崎町、秋田県八竜、石川県輪島、その他取扱環境エネルギープロジェクトファイナンス及びPFI案件:バイオエタノール・ジャパン関西(株)、吾妻木質バイオマス発電、黒都市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営PFI、福岡グリーンエネルギー廃棄物処理及び発電、福山RDF発電、東京臨海リサイクル発電、横浜市消化ガス発電PFI、埼玉県彩の国廃棄物、堺市資源循環型廃棄物処理施設PFI、その他廃棄物DBO案件多数、自家所有水力発電所や火力発電所の会社分割によるファンドへの売却と売電契約。1986年一橋大学法学部卒業、1988年東京弁護士会登録、1992年ロンドン大学(UCL)法学修士(国際ビジネス法)取得、1993年ベーカー&マッケンジーロンドン事務所勤務 内閣府PFI推進委員会専門委員(2010年～)国土交通省空港運営のあり方に関する検討会委員(2011年)  
**【主な論文】**「被災地における太陽光発電PPPプロジェクト」(銀行法務21、2012年7月号)、「日本におけるプロジェクト・ファイナンスの立法課題」(ジュリスト1238号)、「アジアにおけるプロジェクトファイナンス」(OKAJI)他多数。  
**【ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)】**日本人弁護士120人、外国法事務弁護士17人、外国で資格を有する弁護士21人、その他税理士、弁理士等、専門家総計168人の国際法律事務所、昨年で東京に事務所開設40周年。

- 受講料 1名につき 31,500円(税込)  
同一団体より複数ご参加の場合、2人目以降 21,000円(税込)
- お申込方法 下記にご記入いただき FAX でお申込みください。  
お申込み後の連絡、請求業務などは新社会システム総合研究所が行います。  
折り返し、新社会システム総合研究所から受講証(当日ご持参下さい)、請求書、会場地図をご本人様宛てにお送り致します。お申込み後、5日以内にお手元に届かない場合は必ず新社会システム総合研究所(TEL: 03-5532-8850)へご一報下さい。  
※お客様のご都合でキャンセルされる場合は、「開催1週間前まで」にお申し出下さい。  
その後のキャンセルは、お申し受けできませんのでご了承下さい。
- お支払方法 請求書を発行いたしますので、開催日までに銀行振込でお願いします。(遅れる場合にご相談下さい)

11月28日(木) 「太陽光発電契約実務と政府の報告書徴収対応」 申込日 月 日			
貴社名			
所在地	〒		
TEL	( ) -	FAX	( ) -
E-mail	ブロック体でのご記入をお願いいたします。		
氏名	所属部署・役職		

※「受講証」等の送付先が上記と異なる場合は下記にご記入下さい。 K

通信欄	
-----	--

無料 E-mail 案内を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 登録済 (✓を入れて下さい)
--

**お申込み受付 FAX 03-3261-0238**

**S&T出版(株)** 〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-8 共和15番館ビル2階

Tel:03-3261-0230 / URL: <http://www.stbook.co.jp>

※ご記入の個人情報は当社および主催者が、事務連絡・ご案内などに使用いたします。